

Title	志貴皇子文学圏考：その背後勢力と万葉集巻一後半部の編纂について
Sub Title	A study of the literary sphere around prince Shiki
Author	池田, 三枝子(Ikeda, Mieko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1990
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.56, (1990. 1) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00560001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

志貴皇子文学圏考

——その背後勢力と万葉集卷一後半部の編纂について——

池田三枝子

万葉第二期には、天智・天武所生皇子が多数登場する。これらの皇子たちは、先立つ近江朝が大量に導入した渡来文化を積極的に摂取し、渡来文化と旧来の日本文化のダイナミズムによって近江朝に萌芽した新しい文学を継承・発展させた。

こうした皇子たちの形成する世界を「皇子文学圏」と名付け、文学の場として提起したのは中西進氏であったが^①、以後、氏の論を受けて、特定の皇子を中心とする文学の場を具体的に想定してゆく諸論がなされた。草壁皇子を中心とする「皇子文学圏」に柿本人麻呂の文学形成の場を求める渡瀬昌忠氏の論^②、初期の山上憶良は「川島皇子の文学圏」にあったとする村山出氏の論^③などがその最たる成果として挙げられよう。

本稿は、「皇子文学圏」を形成する諸皇子の中で、最も文学的資質の高いとされる志貴皇子を中心とする文学圏を想定し、その背後にあった勢力、及びその具体的業績としての万葉集卷一後半部の編纂事情について考察しようとするも

のである。

一 万葉集卷一後半部と志貴皇子文学圈

万葉集卷一の五三番歌と五四番歌の間に断層が存在し、その前後で編纂年次が異なることは、夙に橘守部によって指摘されている(4)。守部の説は以後深められ、五三番歌以前と五四番歌以降の相違点は、現在ではおおよそ次のように整理されている(5)。

一 五三番歌以前の作では、題詞に作歌年時を記すことがなく、作者は題詞中に記される。また、歌数を示すことはない。

五四番歌以降では、題詞に作歌年月を記したり、左注に作者名や歌数を示す場合が多い。

二 五三番歌以前の題詞では、天皇を単に「天皇」とのみ書き、各々の時代を現在とする称呼に拠っている。

五四番歌以降では、持統天皇を「太上天皇」、文武天皇を「大行天皇」、元明天皇を「天皇」と記し、すべて元明天皇の時代を現在とする称呼に拠っている。

また、卷一卷頭・卷末の各々一首が、他の部分とは異なる在り方をしてしていることを、折口信夫氏が指摘している(6)。

卷一は、舒明天皇御製の二番歌以降、舒明朝から元明朝まで、各天皇の代の歌がほぼ間断なく続いている。然るに、巻頭の雄略天皇御製と次の舒明天皇御製の間には十二代の空白がある。

卷末の八四番歌は「寧楽宮」標題下にあるが、その直前の八一―八三番歌は平城遷都後の和銅五年の作であり、本来ならこの三首も「寧楽宮」標題下に置かれてしかるべきである。これより、折口氏は「寧楽宮」を追補されたものとす

る。

以上各氏の指摘と、それを受けたその後の研究より、万葉集巻一は次の四部から構成されていると言うことができる。

一番歌

雄略御製

二～五三番歌

卷一前半部

五四～八三番歌

卷一後半部

八四番歌

寧楽宮

このうち、卷一後半部の歌が志貴皇子、並びに志貴皇子との交友関係が認められる長皇子へ偏ることは、既に多くの先学の指摘するところである。そうした諸論に私見を加え、志貴・長両皇子と何らかの関係を持つ卷一後半部所載の万葉歌人を示すと以下の如くなる。

① 志貴皇子(六四番歌)

② 長皇子(六〇、六五、七三番歌)

卷一・六五、八四番歌が志貴皇子と同席しての宴席歌であり、志貴皇子と親交を結んでいたと考えられている。

③ 長意吉麻呂(五七番歌)

長皇子の養育氏族東漢長氏の出身で、長皇子の舍人であったと思われる(?)。

④ 六人部王(六八番歌)

志貴皇子薨時の「監護喪事」をつとめている(8)。(『続紀』靈龜二・八・一一)

⑤ 置始東人(六六番歌)

卷二・二〇四〜二〇六番歌に弓削皇子薨時の挽歌を残しており、長皇子の同母弟の弓削皇子の舎人であったと思われる。

⑥ 高安大嶋(六七番歌)

弓削皇子の養育地弓削郷と隣接する高安郷を本貫とする氏族の出身であり、六七番歌が置始東人と同席しての宴席歌であることから、東人同様弓削皇子の舎人であったと思われる。

⑦ 長田王(八一〜八三番歌)

『三代実録』『本朝皇胤紹運録』に長皇子の子あるいは孫という系譜を持つ。

これらの人々を、志貴皇子を中心とする「皇子文学圏」にあるものとし、これらの人々が形成した文学の場を「志貴皇子文学圏」と名付けると、巻一後半部は三十首中十一首までが志貴皇子文学圏内の歌ということになる。

二 巻一後半部の性格

前述の通り、万葉集巻一は雄略御製、前半部、後半部、寧楽宮の四部から成る。巻一については、巻二と共に集中最古の撰であり、他の巻の規範となった巻として、その編纂に關して古来多くの論がなされてきた。しかし、まず舒明朝から持統朝までの歌を収める前半部が編まれ、その巻頭に祝賀の意味を持つ雄略御製が付されて成書化し、次に文武・元明朝の歌を集めた後半部が追補され、最後に寧楽宮が加えられるという、少なくとも三段階の撰を経ていることはほぼ認められているようである。そこで、巻一後半部の性格を考察する前提として、後半部に先立つ前半部の編纂目的とその契機について考えてみたい。

品田太吉氏は、万葉集卷一、二の内容と『日本書紀』との關係を検討して、卷一、二を『日本書紀』の不足を補うために編まれた勅撰の書であると結論し⁽⁹⁾、この卷一、二勅撰説は徳田浄氏⁽¹⁰⁾をはじめ多く論者の支持を受けた。一方こうした勅撰説に疑義を抱き、私撰説をとるむきもある。後藤利雄氏は『歌経標式』における万葉集卷一、二の歌と『日本書紀』の歌の取り扱いを比較して、その相違は『日本書紀』が勅撰の書であり卷一、二がそうでないことに由来すると述べている⁽¹¹⁾。また、原田貞義氏は卷一、二勅撰説に限らず、官撰乃至は公撰の集を核にして両巻が形成されたという説についても、そうした権威ある集が異伝・異説を許したり、解体補修を容認するはずはないとして、その編纂を私的作業とする⁽¹²⁾。

しかし、卷一に限って言えば、その大部分が御製・行幸・遷都など宮廷生活の晴れの場に関わるという所載歌の性格や、それらを統治天皇代ごとに配列する嚴密な編纂態度から、その編纂に上からの意志が働いていることは明らかである。おそらく、修史事業のように国の内外への朝廷の権威の誇示を意図した国家的事業とは異なり、天皇の個人的意志に拠るところの大きいものではなかったかと思われる。卷一前半部は持統朝の歌で終っており、歌数も持統治世下のものが最も多い。天皇の意志が働いていたとすればそれは持統天皇の意志に他ならない。

伊藤博氏は、「政治の第一線から退き、過去を回想するゆとりを持ちえた」持統上皇が、自らの後継者たる皇子子女の歌道書・人生教養書として抒情詩集の編纂を発意したとする⁽¹³⁾。だが、讓位後の持統が「ゆとり」を持ち得たかどうかは疑問である。金井清一氏は、持統天皇が皇太子軽皇子の為に用意した大宝律令について、「令制に太上天皇の制が定められていることが唐令と相違する日本律令の特色であるならば、それは持統天皇の意志に基くところのものであったらう」と述べている⁽¹⁴⁾。持統天皇は讓位後も病弱な文武天皇に代わり太上天皇として政治の実権を掌握していたと思わ

れるのである。元明天皇即位の宣命に「関けまくも威き、藤原宮に御宇しめしし倭根子天皇(持統)、丁酉の八月に、此の食国天下の業を、日並知皇太子の嫡子、今御宇しめしつる天皇(文武)に授け賜ひて、並び坐して此の天下を治め賜ひ諸へ賜ひき。」とあるのはそのためである。つまり、讓位後の持統の「ゆとり」が歌集編纂の契機となったとは考えられないのである。それに、古代最大の女性政治家持統天皇が歌集の編纂を発意するからには、もっと強力な政治的理由があつたのではないだろうか。

橋本達雄氏は、持統天皇が孫の文武への讓位を機に「宮廷の偉容を示す宮廷関係歌を編纂し、内外に公布しようという要求とともに、文武天皇の地位を側面から不動たらしめる意味や和歌教育としての意義をもたせようとしたのであるだろうか。」と述べている¹⁵⁾。中継天子である持統の最大の関心事は軽皇子の皇位継承であつた。とすれば、橋本氏の言う「文武天皇の地位を側面から不動たらしめる意味」こそが、歌集編纂の第一義であつたと思われるのである。ただし、軽皇子の皇位継承問題が最大の山場を迎えるのは、その即位の時ではなく、立太子の時である。

卷一前半部は、舒明天皇以下持統天皇に至るまで、傍系に属する孝徳天皇を除いた舒明皇統歴代の天皇の事績を中心として構成され、その末尾に軽皇子阿騎野遊獵歌(四五―四九)と藤原宮関係歌(五〇―五三)が置かれている。こうした構造は、藤原宮が舒明皇統の正統な皇都であり、軽皇子が舒明皇統の正統な皇位継承者であることを示すことが卷一前半部の編纂目的であつたことを物語る。皇位継承者としての軽皇子の正統性を高らかに歌い上げることが最も必要とされたのは、高市皇子薨後の軽の立太子の時である。『懷風藻』葛野王伝は、軽の立太子がすんなりとはいかなかつたことを伝えている。

卷一前半部末尾の藤原宮御井歌は藤原遷都直後の持統九年(六九五)の春の作であると思われ、卷一後半部冒頭の五四

番歌は大宝元年(七〇一)九月の題詞を持つ。卷一前半部の編纂は、その間に行われたはずである。『積日本紀』所引「私記」によれば、軽皇子の立太子は持統十一年(六九七)二月十六日である。ここに、卷一前半部は、軽皇子立太子を契機として編纂されたものであると推定できる。

卷一後半部はこうした前半部の意図を受け継ぎ、前半部に文武・元明朝の歌を追補したものである。卷一後半部末尾の山辺御井歌は和銅五年の題詞を持つ。この二年後の和銅七年六月には首皇子が立太子している。卷一前半部の編纂目的と照らし合わせれば、卷一後半部は首皇子の立太子を契機として編纂されたものであると考えられる。卷一後半部は大宝元年の歌で始まるが、この年は大宝令が施行されて文武朝が律令国家としての第一歩を踏み出した年であると同時に、首皇子の生年でもある⁽¹⁶⁾。文武元年から文武四年の歌を載せずに、卷一後半部冒頭に大宝元年の歌が配置されたのは、そうした事情によるのであろう。

首皇子の立太子を最も強く望んでいた人物、それは祖母の元明天皇と、外祖父の藤原不比等である。『続日本紀』和銅六年十一月五日乙丑条に、

石川・紀の二嬪の号を貶して、嬪と称するを得ざらしむ。

と記される石川・紀二嬪の称号剝奪について、角田文衛氏は、藤原宮子の子首皇子を皇位につけるため、二嬪の地位を剝奪して、その所生皇子の皇位継承権を奪ったと推測する⁽¹⁷⁾。首皇子の立太子も、軽皇子の場合と同様、様々な障害を乗り越えて行われたと思われる。そのために、やはり首皇子の正統性が歌われねばならなかったのであろう。万葉集巻一後半部は、こうして元明天皇と藤原不比等の合意のもとに編纂されたと考えられる。

猶、卷一後半部は卷二相聞・挽歌と同時の撰であるとされ、その最終的な成立年代についても和銅年間、靈龜年間、養老年間等諸説ある。首皇子は立太子の後すぐには即位せず、伯母である元正天皇の中継ぎを経て、立太子から即位まで十年かかっている。あるいは、そのような状況下で歌集編纂事業は伊藤氏、橋本氏の言われるような皇太子教育としての色彩を強め、雑歌・相聞・挽歌という多様な歌を収録することとなったのかもしれない。しかし、初めから皇太子教育だけが目的であるなら、既に成書化している卷一前半部に歌を追補するようなまねをせずとも良いはずである。卷一後半部が前半部に文武・元明朝の歌を追補する形で構成されていることを重視すれば、その編纂の契機はやはり右に考察したようなものであったと思われるのである。

三 志貴皇子の母方の勢力

以上のような性格を持つ卷一後半部と志貴皇子文学圏の関係を考察するに当たり、まず志貴皇子文学圏の中心である志貴皇子の背後にあった勢力について考えてみたい。

又越の道君伊羅都売有り、施基皇子を生めり。(天智七・二)

これは天智天皇の系譜記事であるが、記紀において「越道君」という名は、志貴皇子の母越道君伊羅都売を除いては、『欽明紀』三十一年条所載の高句麗使節漂着記事の中にしかあらわれて来ない。

越人江淳臣裙代、京に詣でて奏して曰さく、「高麗の使人、風浪に辛苦みて、迷ひて浦津を失へり。水の任に漂流ひて、忽に岸に到り着く。郡司隠匿せり。故、臣願し奏す」とまうす。(欽明三一・四・二)

膳臣傾子を越に遣して、高麗の使に饗たまふ。大使、審に膳臣は是皇華の使といふことを知りぬ。乃ち道君に謂りて曰はく、「汝、天皇に非じと、果して我が疑ひつるが如し。汝既に伏して膳臣を拜めり。倍復百姓といふことを知るにたれり。而るを前に余を詐りて、調を取りて乙に入れたり。速に還すべし。煩しうな飾り語ひそ」といふ。膳臣、聞きて、人をして其の調を探り索めしめて、具に爲與ふ。京に還でて復命す。(同五月)

右の五月条で、高句麗使節をだました人物が「道君」と表記されているのに対して、四月条で江淳臣はこれを「郡司」と呼んでいる。この「郡司」について、日本古典文学大系『日本書紀 下』の頭注は「郡司制は大化以後で、ここは国造を後世風に書いたものである」としている。これにより、越の「道君」が越国造であることがわかる。記紀には他に越地方の「国造」を称する氏族は見られないので¹⁸⁾、越国造を称する越道君は越地方の最有力豪族であったと考えられる。

ところで、『日本書紀』には、『欽明紀』に続いて、『敏達紀』『天智紀』にも越の海岸に高句麗使節が来着したという記事がある。

敏達二年(五七三)五月 高句麗使節、越の海岸に漂着。

同 三年(五七四)五月 高句麗使節、越の海岸に來着。

天智七年(六六八)七月 高句麗、越路より遣使。

『敏達紀』二年五月条について、日本古典文学大系『日本書紀 下』頭注には次のように記されている。

高句麗の使人が屢々越の海岸に着いたのは、北鮮・満州を領土とし、日本海に勢力をもつ高句麗の地理上の位置の

ためである。高句麗の後に興った渤海も日本海岸の各地に到着した。

大和朝廷の外交ルートとして広く知られているのは、難波津から出航して瀬戸内海を通り筑紫を経由して海を渡るというコースである。しかし、対高句麗については、越を経由するルートが存在したのである。高句麗使節が到着した場合、正式な饗応使や送使となるのは『欽明紀』の膳臣のように朝廷から派遣された者であつただろうが、使節の到着を朝廷に報告し、饗応使等が到着するまでの間高句麗使節の接待をするのは越国造の役目であつたはずである。だからこそ、『欽明紀』の如き伝承が生じるのである。

また、正史に記される公の外交使節以外に、私に日本海を渡って越に至る渡来人集団もあつた。そのような渡来人集団が越地方に定着したことについては、考古学資料による裏付けがある¹⁹⁾。石川県鹿島郡能登島町の須曾蝦夷穴古墳は、雄穴・雌穴と呼ばれる二つの横穴式石室を併置した方墳であるが、石室は隅三角持ち送り技法に類する特殊なもので高句麗系墓制の影響を強く受けていると言われ、高句麗からの渡来系氏族が被葬者だつたと考えられている。佐渡でも相川町の二見古墳群五基のうち台ヶ鼻古墳の横穴式石室には、蝦夷穴古墳と近似した隅三角持ち送りの特徴が見られるという。出土品の須恵器から、これらは終末期(七世紀後半)に近い古墳とされており、皇極朝の頃までには高句麗系渡来人集団が越に根をはっていたことがわかる。また、『延喜式』神名帳には、その名称より渡来人集団が信仰したと推測できる越地方の神社がいくつかある²⁰⁾。

越前国敦賀郡 信露貴彦神社
能登国羽咋郡 久麻加夫都阿良加志比古神社

能登郡 白比古神社
鳳至郡 美麻奈比古神社
美麻奈比咩神社
珠洲郡 古麻志比古神社

この他、式内社で越中の一の宮である高瀬神社には「此御神は往昔高麗より御渡り、此地へ御着の日七月十四日なりと。」という伝承が伝えられているという(註)。これらの事実から、越地方には多くの渡来人集団がいたと断定できる。これら高句麗を中心とする渡来人集団は、皇極朝頃までには、越国造である道君の勢力下に入っていたと思われる。『皇極紀』に、百濟大寺造営のため、近江と越から人夫を徵發したという記事がある。

天皇、大臣に詔して曰はく、「朕、大寺を起し造らむと思欲ふ。近江と越との丁を發せ」とのたまふ。

(皇極元・九・三)

浅香年木氏は、この記事と、この十六日後の

天皇、大臣に詔して曰はく、「是の月に起して十二月より以来を限りて、宮室を営らむと欲ふ。国くに殿屋材を取らしむべし。然も東は遠江を限り、西は安芸を限りて、宮造る丁を發せ」とのたまふ。(皇極元・九・一九)

という記事を比較して、「七世紀中葉の造宮・造寺事業にあたって、広汎な範囲にわたって労働力の動員を企てた造宮事業とは甚だ対照的に、造寺事業の遂行のために、とくにコシとアフミの労働力の存在が強く意識されていたことは極

めて注目を要する」と述べ、造宮よりも造寺事業において欠くことのできない渡来系の技術保有集団が、この段階の越・近江に濃密に分布していたと推測している²²。この見解は支持されるべきものであるが、丁として徵発するには、その渡来系技術保有集団が、何者かによってある程度掌握・編成されていなければならぬ。越に限って言えば、その何者かは越地方の最有力豪族である越道君以外には考えられない。

越道君が掌握していた渡来人集団が保有していたのは、技術ばかりではあるまい。高句麗使節の接待に必要な知識も保有していたであろう。『欽明紀』三十一年条の高句麗使節がもたらした国書にまつわる、次のような伝承がある。

天皇、高麗の表疏を執りたまひて、大臣に授けたまふ。諸の史を召し聚へて、読み解かしむ。是の時に、諸の史、三日の内に、皆読むこと能はず。ここに船史の祖王辰爾有りて、能く読み積み奉る。是に由りて、天皇と大臣と俱に為讚美めたまひて曰はく、「勤しきかな、辰爾。よきかな、辰爾。汝若し学ぶることを愛まざらましかば、誰か能く読み解かまし。今より始めて、殿の中に近侍れ」とのたまふ。既にして、東西の諸の史に詔して曰はく、「汝等習ふ業、何故か就らざる。汝等衆しと雖も、辰爾に及かず」とのたまふ。(敏達元・五・一五)

ここに出て来る王辰爾は、欽明十四年七月に船史の賜姓を受けたばかりの百済系渡来人である。右の記事は船氏の始祖伝承によるものと思われ、必要以上に王辰爾が礼讃されているが、この伝承の本質は、既に渡来後数代を経ている東漢氏や西文氏には大陸や半島の新しい文化は理解できなくなっており、本格漢文で書かれた国書も、渡来後間もない渡来人の手を借りなければ解読できなかつたという所にある。越に定着したのも、こうした新しい渡来人であった。高句麗使節の越への来着は『欽明紀』三十一年条が初見であり、私的な渡来人もこの頃から増加していったと思われる。渡来人集団の越への定着が本格化するのもこれ以後であろう。そして越の渡来人集団は、七世紀後半までには、新しい知

識層として朝廷に認められる程の勢力を持つに至る。皇極天皇が百濟大寺造營のための丁徴発に近江と越を指定しているのは、近江や越の渡来人が、東漢氏や西文氏などの古い渡来系氏族にはない新しい文化を持っていたからであろう。新しい文化には、技術だけでなく、当然学芸知識も含まれていたはずである。その渡来人集団を掌握していたのが、越道君であった。

志貴皇子の母越道君伊羅都売が貢納されたのは、おそらく斉明朝であったと思われる。『天武紀』八年吉野での六皇子盟約の記載順から、志貴皇子は忍壁皇子より年少、磯城皇子より年長であったと思われるが、寺西貞弘氏は忍壁・磯城両皇子の生年の上限を共に六六三年としている²³。そこで志貴皇子の生年の上限をも六六三年と仮定すると、天智称制二年となる。伊羅都売が天智後宮に入ったのは、遅くとも天智称制元年、おそらくは斉明朝末年であろう。

斉明六年五月には皇太子中大兄が日本で初めての漏剋を作っており、十二月には天皇が百濟救援準備のために難波に行幸している。斉明朝の末年には朝廷では新しい渡来人の技能・知識が十分に認められ、かつ必要とされていた。こうした機運に乗じて越道君は朝廷に接近し、娘である伊羅都売を采女として差し出したものと思われる。

四 阿倍氏との関係

越道君は中央の名族阿倍氏と同祖系譜を持つ。

兄大彥命は、是阿倍臣・膳臣・阿閉臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡て七族の始祖なり。

(孝元七・二・二)

阿倍朝臣 孝元天皇皇子大彥命之後也。

(『新撰姓氏録』左京皇別上)

伊賀臣 大稻與命男彦屋主田心命之後也。日本紀合。

道公 (伊賀臣と) 同氏。大彥命孫屋主田心命之後也。

高志国造 志賀高穴穗御世。阿閉臣祖屋主田心命三世孫市入命定賜国造。

(同右京皇別上)

(国造本紀)

これらの系譜をそのまま信じるわけにはいかないが、同族を称する以上、両者の間には密接な関係があると思われる。

右の系譜でキーとなっているのは、孝元天皇の皇子大彥命である。大彥命には、越国との関係を示す次のような所伝がある。

大彥命を以て北陸に遣す。武渟川別をもて東海に遣す。吉備津彦をもて西道に遣す。丹波道主命をもて丹波に遣す。因りて詔して曰はく、「若し教を受けざる者あらば、乃ち兵を挙げて伐て」とのたまふ。既にして共に印綬を授けて將軍とす。(崇神一〇・九・九)

又此の御世に、大毘古命をば高志道に遣はし、其の子建沼河別命をば、東の方十二道に遣はして、其の麻都漏波奴人等を和平さしめたまひき。又日子坐王をば、且波国に遣はして、玖賀耳之御笠を殺さしめたまひき。(記崇神)

いわゆる四道將軍派遣説話である。この伝承が史実として信憑し得ないことは広く認められている。

近江臣満を東山道の使に遣して、蝦夷の国の境を觀しむ。夫人臣鴈を東海道^二の使に遣して、東の方の海に浜へる諸国の境を觀しむ。阿倍臣を北陸道^二の使に遣して、越等の諸国の境を觀しむ。(崇峻二・七)

右は崇峻二年(五八九)の記事であるが、こういった六世紀以降の歴史的事実が四道將軍派遣説話に反映していること

は、ほぼ通説となっている²⁴。六世紀から七世紀後半にかけて阿倍氏は北陸・東国経営にあたっていたと思われるが、そこで阿倍氏と越道君との間に關係が生じ、同祖系譜を持つに至ったのである。おそらく、越道君は強大な中央氏族阿倍氏の傘下に入って越地方での勢力拡大をはかり、阿倍氏は在地有力首長越道君を蝦夷征伐の拠点としていたのではないか。

『日本書紀』では、皇極朝以降持統朝に至るまで、蝦夷に関する記事が頻出する。

皇極元年(六四二)九月 越の蝦夷帰順。

大化四年(六四八)是歲 蝦夷に備えて磐舟柵修復。越と信濃の民を柵戸に置く。

齊明元年(六五五)七月 越と陸奥の蝦夷饗応。

同四年(六五八)四月 阿倍臣(欠名)蝦夷討伐。

同四年(六五八)是歲 阿倍引田臣比羅夫蝦夷討伐。

同五年(六五九)三月 蝦夷饗応。

同五年(六五九)三月 阿倍臣(欠名)蝦夷討伐。

同六年(六六〇)五月 阿倍引田臣(欠名)蝦夷献上。

天武十一年(六八二)四月 越の蝦夷に郡設置を許可。

持統三年(六八九)七月 越の蝦夷に賜物。

同十年(六九六)三月 越の蝦夷に賜物。

この七世紀後半の頃、阿倍氏と越道君の關係は最も密接だったと考えられる。齊明四年、五年には阿倍引田臣比羅夫の蝦夷討伐が行われているが、比羅夫の活躍の裏にも越道君の援助があったはずである。

前に志貴皇子の母越道君伊羅都売の上京を斉朝末年と推定したが、この時期の越道君と阿倍氏との密接な関係からいって、越道君伊羅都売の貢納には、中央官僚貴族阿倍氏の関与があつたのではないだろうか。

更に、天智後宮についての浅香年木氏の考察²⁵⁾は、右の推測を補強する。

皇后 (1) 古人大兄皇子女倭姬王

嬪 (2) 蘇我山田石川麻呂大臣女遠智娘

(3) 遠智娘弟姪娘

(4) 阿倍倉梯麻呂大臣女橘娘

(5) 蘇我赤兄大臣女常陸娘

宮人 (6) 忍海造小竜女色夫古娘

(7) 栗隈首徳万女黒媛娘

(8) 越道君伊羅都売

(9) 伊賀采女宅子娘

右は『天智紀』七年二月条による天智の后妃の一覧である。浅香氏は(2)～(5)の四人の嬪の出自が畿内地域の大豪族であること、(6)～(9)の四人の宮人のうち(6)は河内を本貫とする伴造層の出身、(7)は山城の県主層の出身で共に畿内地域の中小豪族に出自を有することから畿外に本貫を持つ豪族の出身者は(8)(9)のみであることを指摘し、(8)の越国造と(9)の伊賀臣が『孝元紀』七年条や『新撰姓氏録』に阿倍氏同祖系譜を持つことに注目して、「天智の子女を生んだ宮人のうち、畿外諸地域の首長層に出自をもつ二人が、ともにアへ氏との間に同祖関係を主張する首長層の出身であつたことは、あながち偶然とばかりはいい難いのであつて、これらの首長層の天智政権への接近の背後にアへ氏が介在したことは、充

分に推測が可能である」と述べている。阿倍氏は本来大和あるいは伊賀を本貫とする豪族であったと言われているが、『宣化紀』元年五月朔条の、諸国の屯倉の穀を筑紫国の那津に収蔵せよという詔には「阿倍臣は、伊賀臣を遣して、伊賀国の屯倉の穀を運ばしむべし。」という一文があり、伊賀臣が阿倍氏の支配下にあったことは明らかである。浅香氏の推測はまず間違いないと思われる。

越道君伊羅都売が天智天皇の後宮に入ること阿倍氏が関与していたとすれば、その子である志貴皇子への影響をも考えないわけにはいかない。

加藤謙吉氏の考察より、阿倍氏の本宗阿倍内臣の系統は孝徳朝の倉梯麻呂の代で絶え、以後阿倍渠會部・阿倍引田・阿倍久努・阿倍布勢・阿倍狛・阿倍長田といった傍系阿倍氏複姓氏族が引田と布勢を中心とする二派に分かれて対立していたことが明らかにされている²⁷⁾。越道君と密接な関わりを持った阿倍比羅夫は「阿倍引田臣比羅夫」とも記される引田系阿倍氏である。即ち、志貴皇子の背後にいた阿倍氏はこの引田系であったと考えられる。

五 阿倍宿奈麻呂

首皇子の立太子当時、阿倍氏の氏上は阿倍宿奈麻呂であった。宿奈麻呂は比羅夫の子で、初め引田臣と称していたが、『続日本紀』慶雲元年の

從四位下引田朝臣宿奈麻呂の姓を改めて阿倍朝臣を賜ふ。(慶雲元・一一・一一)

という記事をもって、阿倍朝臣と称するようになる。この前年に布勢系のリーダー右大臣阿倍御主人が薨じているとこ

るから、この時に引田系のリーダー宿奈麻呂が阿倍氏の氏上になったと考えられる。

次に、『続日本紀』と『公卿補任』を照合しながら、台閣における宿奈麻呂の地位の変遷を追ってみたい。

○慶雲二年(七〇五)

右大臣 從二位 石上麻呂

大納言 從二位 藤原不比等

▼正三位 紀麻呂 七月薨

從三位 大伴安麻呂 八月任。十一月兼大宰帥。

中納言 正四位下 粟田真人 四月任。八月從三位。

正四位下 高向麻呂 四月任。

從四位上 阿倍宿奈麻呂 四月任。

(▲……昇格により転じたことを示す。)

(▼……死亡や左遷・降格により年内に職を離れたことを示す。)

中納言は、淨御原令に存在し大宝令で廢止したのを慶雲二年四月に復置した職である。宿奈麻呂はその復置の際、粟田真人・高向麻呂と共に中納言に就任している。

○和銅元年(七〇八)

左大臣 正二位 石上麻呂 三月任。

右大臣 ▲正二位 石上麻呂 三月転。

正二位 藤原不比等 三月任。

大納言▲正二位 藤原不比等 三月転。

正三位 大伴安麻呂 三月任。

中納言▼從三位 粟田真人 三月転大宰帥。

▼從三位 高向麻呂 三月転撰津大夫。閏八月薨。

正四位上 小野毛野 三月任。

從四位上 阿倍宿奈麻呂 三月任。七月正四位上。九月兼造平城京司長官。

從四位上 中臣意美麻呂 三月任。七月正四位下。

慶雲四年に文武天皇が崩御し、元明天皇が即位したため、翌和銅元年三月には台閣が一新している。石上麻呂が左大臣に、藤原不比等が右大臣になったほか、小野毛野と中臣意美麻呂が新たに中納言に就任している。一方文武朝の中納言だった粟田真人と高向麻呂は各々大宰帥、撰津大夫に任じられている。この二人の任官について、『公卿補任』は中納言との兼任としている。しかし、同じく文武朝の中納言だった阿倍宿奈麻呂は改めて中納言に任じられているので、粟田真人と高向麻呂は台閣刷新により左降されたと考えるべきである。事実同年閏八月の高向麻呂の薨伝には撰津大夫としか記されていない。この二人は元明天皇の意に添わない人物だったのであろう。逆に言えば、留任している宿奈麻呂は元明天皇の意に添う人物だったと考えられる。

○和銅二年(七〇九)

左大臣 正二位 石上麻呂

右大臣 正二位 藤原不比等

大納言 正三位 大伴安麻呂

中納言 正四位上 阿倍宿奈麻呂 正月從三位。

正四位上 小野毛野 正月從三位。

正四位下 中臣意美麻呂

和銅二年になると、阿倍宿奈麻呂と小野毛野の地位が逆転している。二人の官位は等しいが、正月九日の叙位記事で、宿奈麻呂の名の方が毛野より前に記されているのである。本来なら、後から正四位上になった宿奈麻呂の名は毛野より後に記されるはずである。それが前に記されているということは、二人の台閣内での地位の逆転を意味する。おそらく、前年に就任した造平城京司長官としての仕事ぶりが認められたのであろう。

○和銅三年(七一〇)

左大臣 正二位 石上麻呂 三月藤原京留守。

右大臣 正二位 藤原不比等

大納言 正三位 大伴安麻呂

中納言 從三位 阿倍宿奈麻呂

從三位 小野毛野

正四位下 中臣意美麻呂

和銅三年三月平城遷都があり、左大臣石上麻呂は藤原京の留守官となった。都の留守官には普通大臣・公卿がなるので、石上麻呂が拜命しても不思議はない。だがこの場合は、右大臣藤原不比等が、目の上のこぶであった石上麻呂を体良く行政の実務からはずしたと解釈して良からう。これにより、宿奈麻呂の実質的な地位は、不比等、安麻呂に次いで

第三位となる。

○和銅四年(七一)

左大臣 正二位

石上麻呂(藤原京留守。)

右大臣 正二位

藤原不比等

大納言 正三位

大伴安麻呂

中納言 從三位

阿倍宿奈麻呂

從三位

小野毛野

▼正四位下

中臣意美麻呂 四月正四位上。閏六月卒。

和銅四年には、中納言中臣意美麻呂が卒している。これで中納言は宿奈麻呂と毛野の二人となった。

○和銅七年(七一四)

左大臣 正二位

石上麻呂(藤原京留守。)

右大臣 正二位

藤原不比等

大納言 ▼正三位

大伴安麻呂 五月薨。

中納言 從三位

阿倍宿奈麻呂

▼從三位

小野毛野 四月薨。

和銅七年になると、四月に中納言小野毛野が、五月に大納言大伴安麻呂が薨じている。つまり、和銅七年六月、首皇子が立太子した時には、宿奈麻呂は不比等に次いでナンバー2の地位にあり、しかも中納言以上の地位にあるのはこの

二人だけだったのである。(実権を失っている石上麻呂は除外する。)

万葉集卷一後半部は首皇子立太子に際して元明天皇・藤原不比等の発意によって編まれたもので、その中には志貴皇子文学園歌が多数収められている。阿倍宿奈麻呂は志貴皇子の背後勢力である阿倍氏引田系のリーダーで、首皇子立太子当時、元明・不比等に最も近かった人物である。とすれば、万葉集卷一後半部編纂事業への阿倍宿奈麻呂の関与を考えないわけにはいかない。

六 元明―不比等―宿奈麻呂ラインと志貴皇子文学園

奈良時代の律令官僚は、そのほとんどが(少なくとも表面上は)親藤原氏であった。阿倍宿奈麻呂とて例外ではない。天平宝字八年九月、惠美押勝の乱で誅殺された押勝について、『続日本紀』は次のように伝えている。

押勝は近江朝内大臣藤原朝臣鎌足の曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂の第二子なり。率性聡敏にして略書記に渉る。大納言少麻呂に従ひて竿を学び尤も其の術に精し。(天平宝字八・九・一八)

これによれば、宿奈麻呂は不比等の孫押勝の竿の師となっていたわけである。ここから浮かび上がって来るのは、不比等の権力圏内に取り込まれている宿奈麻呂の姿である。

宿奈麻呂が元明天皇の意にもかなっていたことは、元明朝の台閣刷新の際の中納言留任から明らかである。また、元明天皇は名を阿閑皇女と言う。つまり阿倍氏の同族阿閑氏(28)に養育されたのであって、宿奈麻呂は氏族から言っても元明天皇に近かった。ちなみに、元明天皇の夫草壁皇子の養育氏族日下連も阿倍氏同族系譜を持つ氏族である(29)。

これらの事実からも元明―不比等―宿奈麻呂という政治的ラインを想定することは容易である。そして元明・不比等の意を受けた宿奈麻呂は、自らがバックアップしていた志貴皇子周辺の人間に、既に出来上がっていた万葉集巻一前半部に歌を追補して、新たな舒明皇統歌集を編纂することを委嘱したと考えられる。

巻一後半部の中で最も重要な最後尾にあるのは長田王の山辺御井歌であるが、この長田王の養育氏族も阿倍長田氏という阿倍氏複姓氏族であった。しかも阿倍長田氏は、宿奈麻呂をリーダーとする引田系であることがはっきりしているのである³⁰。このことは、巻一後半部の編纂に阿倍氏引田系勢力の関与があったことを示す傍証となろう。

結

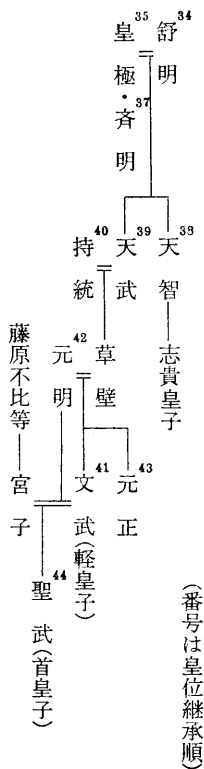
以上、志貴皇子文学圏の背後に越道君及び阿倍氏引田系勢力の存在を指摘し、また、万葉集巻一後半部は和銅七年の首皇子立太子を契機として、阿倍氏引田系のリーダー阿倍宿奈麻呂の仲介を経て、志貴皇子文学圏の中で編纂されたものであると考えてみた。

猶、阿倍氏は古代大和朝廷において、外交を司る氏族であった。志田諱一氏は「書紀の記事をみると、対外関係の仕事に従事した氏族のすべてが阿倍氏やその同族とは限らないが、六世紀から七世紀初頭にかけての対外問題に際し、阿倍氏とその同族の活躍が著しいことは認めなければなるまい」と述べている³¹。本稿では、背後勢力である阿倍氏のことした性格が志貴皇子文学圏にどう反映しているのかについて、触れることができなかった。この点については稿を改めて考えてみたい。

〔注〕

- (1) 「個我のめざめ」(『日本文学の歴史 第二巻』昭和四十二年六月、『万葉史の研究』に「人麿をめぐる人々」として収録)
- (2) 『柿本人麻呂研究 島の宮の文学』(昭和五十一年十一月)所収諸論文等。
- (3) 「筑紫下向以前の憶良——初期の歌の性格と背景の検討——」(『国語国文研究』三五号 昭和四十一年九月、『山上憶良の研究』に「筑紫下向以前」として収録)
- (4) 『万葉集檜燭手』
- (5) 沢瀧久孝氏「万葉集の卷々の性質」(『万葉集大成 第一巻 総記篇』昭和二十八年三月)、伊藤博氏「編者の意図」(『国語国文』二九〇号 昭和三十三年十月、『万葉集の構造と成立 上』所収)等。
- (6) 折口信夫全集 第九卷『(昭和三十年十二月)等。
- (7) 川上富吉氏「長忌寸意吉麻呂伝考」(『大妻女子大学文学部紀要』三号 昭和四十六年三月)では意吉麻呂を長皇子の乳母の夫と推測している。
- (8) 篠弘道氏「弓削皇子について」(『万葉集研究 第六集』昭和五十二年七月)では六人部王を志貴皇子の甥と推測している。
- (9) 「卷一・二論」(春陽堂『万葉集講座 第六卷 編纂研究篇』昭和八年七月)
- (10) 『万葉集撰定時代の研究』(昭和十二年七月)
- (11) 「万葉集卷一・卷二勅撰説に対する一疑問」(『美夫君志』四号 昭和三十六年十月、『万葉集成立論』所収)
- (12) 「万葉集編纂研究に対する資料的視点——卷一、二の成立論をめぐって——」(『野田教授退官記念日本文学新見——研究と資料』昭和五十一年三月)
- (13) 「卷一・卷四の生い立ち」(新潮日本古典集成『万葉集 一』昭和五十一年十一月)
- (14) 「持統天皇の吉野行幸」(『万葉の争点』昭和五十七年十月、『万葉詩史の論』に「持統天皇の吉野行幸と藤原不比等」として収録)
- (15) 「万葉集の成立過程」(『上代文学』五二号 昭和五十九年四月)
- (16) 『聖武即位前紀』に「和銅七年六月、立ちて皇太子となる。時に年十四。」とあるので、逆算すると首皇子は大宝元年生まれということになる。

- (17) 「首皇子の立太子」(『律令国家の展開』昭和四十年十二月)
- (18) ただし、『国造本紀』には「高志深江国造」「久比岐国造」等が見える。
- (19) 『古代史を歩く ⑨ 信濃・越』(昭和六十三年二月)、金達寿氏『古代朝鮮と日本文化』(昭和六十一年九月)を参考にした。
- (20) 浅香山木氏「古代のコシと対岸交流」(『古代地域史の研究』昭和五十三年三月)の指摘。
- (21) 『井波町史』所引『越之下草』(金達寿氏前掲書より)
- (22) (20)に同じ。
- (23) 「天武所生皇子生年考証」(『万葉』一〇五号 昭和五十五年十二月)
- (24) 志田諱一氏「阿倍臣」(『古代氏族の性格と伝承』昭和四十七年十一月)、米沢康氏「阿倍氏と越国」(『日本書紀研究 第七冊』昭和四十八年六月)等。
- (25) 「道氏に関する一試考」(『古代学』一八卷二号 昭和四十七年三月、『古代地域史の研究』所収)
- (26) 大塚徳郎氏「阿倍氏について(上)」(『続日本紀研究』三卷一〇号 昭和三十一年十月)等。
- (27) 「複姓成立に関する一考察 阿倍氏系複姓を対象として」(『続日本紀研究』一六八号 昭和四十八年八月)
- (28) 『孝元紀』『新撰姓氏録』
- (29) 『新撰姓氏録』
- (30) (27)に同じ。
- (31) 志田氏前掲論文
- 〔舒明皇統系譜〕適宜参照されたい。



〈付記〉

本稿は、修士論文の一部に拠った、平成元年度前期の慶応義塾大学国文学研究会における口頭発表をもとにまとめたものである。各途次において御教示を賜った諸先生方に厚く御礼申し上げる。